

議第 4 3 号 呉市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定 について

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「国の基準」といいます。）の一部改正（令和 6 年厚生労働省令第 6 1 号による改正）に伴い、所要の規定の整備をするものです。

なお、今回の条例改正において、国の基準をそのまま規定しているものについては、国の基準を適用する規定に改めることにより、改正漏れによる違法状態が生ずることを防止するとともに、改正作業の簡素化・効率化を図ることとします。

2 国の基準の改正の内容

地域包括支援センター（以下「センター」という。）については、専門職の人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3 職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員その他これらに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、次のとおり配置要件の見直しが行われました。

(1) 現行のセンター職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合は、常勤換算方法※によることを可能とする。

(2) 地域包括支援センター運営協議会が認めた場合、複数のセンターが担当する各区域を 1 の区域として、その区域内における職員配置基準を満たせば、当該 1 のセンターにおける職員の配置基準をそれぞれ満たすものとし、この場合であっても、1 のセンターに 2 職種以上の配置は必須とする。

※ 常勤換算方法とは、センターの 3 職種（常勤及び非常勤）ごとの 1 週間の勤務延べ時間をセンターの常勤の 3 職種が勤務すべき時間数で除すことにより、当該センターの 3 職種の員数を常勤の 3 職種の員数に換算する方法をいう。

3 条例の改正の内容

国の基準の改正と同様です。

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日